

災害援護資金の貸付け概要

対象災害	自然災害－都道府県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の災害		
貸付限度額	① 世帯主の1か月以上の負傷 150万円 ② 家財の1/3以上の損害 150万円 ③ 住居の半壊 170万円(250) ④ 住居の全壊 250万円(350) ⑤ 住居の全体が滅失若しくは流失 350万円 150万円 150万円 170万円(250) 250万円(350) 350万円 250万円 270万円(350) 350万円 被災した住居を建て直す際にその住居の残存部分を取り壊さざるをえない場合等特別の事情がある場合は()内の額となります。		
貸付条件	所得制限	世帯人員	市町村民税における総所得金額
		1 人	220万円
		2 人	430万円
		3 人	620万円
		4 人	730万円
		5人以上	1人増すごとに730万円に30万円を加えた額
		ただし、その世帯の住居が滅失した場合にあっては、1,270万円とします。	
	利 率	連帯保証人を立てる場合 無利子 連帯保証人を立てない場合 年1.5%(据置期間は無利子)	
	据 置 期 間	3年(特別の事情のある場合は5年)	
	償 還 期 限	10年(据置期間を含む)	
	償 還 方 法	年賦・半年賦又は月賦	